

実践事例

1 実践の概要

(1) 取り組みのねらい

学校生活における、いじめ撲滅にむけて、計画的に意図的に指導の機会を設定、いじめの予防に備え、人権の大切さの意識を高める。

(2) 取り組みの内容

①毎年4月当初に全校生徒を対象に「いじめ撲滅」の生徒指導集会を設定。

- ・生徒一人一人にプリントを準備し「いじめの定義」について再確認する。
- ・その行為について具体的に分かりやすく指導する。
- ・いじめられていると感じている生徒、苦痛を感じている生徒を100%守る気持ちで対応するという教師側の姿勢を伝える。
- ・もし悩んでいるときは必ずだれかに相談、話をすることが大切であることを伝える。
- ・道徳の資料「わたしのいもうと」という詩を読み、生徒の心情面に呼びかける。

②機会をみながら、全校一斉に道徳の時間において、いじめを扱った同じ題材を授業している。

③人権意識高揚の啓蒙を図るために、生徒会学校委員会を中心に、学級活動での話し合い、掲示・よびかけを行う。

④月に一度、生活改善アンケートを実施し、生徒の実態を把握に努めている。

2 実践の成果（態度・心情面やいじめの解決について）

<事例1>

・月中旬、下校時、 年生男子 名から教師に訴えがある。
「 人の男子の先輩から廊下等ですれ違いざまに一方的に蹴られたり、肩パンチをされたりして困っている」とのこと。

<対応>

年男子が教師に話をしたと見られないように、生活改善アンケートをし、複数の生徒から話がでたこととして、 年男子に事実を確認し、双方の保護者に学校に来ていただき、謝罪の場を設け、関係を修復した。その後改善がみられた。

※ 年生男子が正直に勇気をもって教師に話してくれたことが解決につながった。
また情報のでどころをアンケートとしたことで、 年生男子を守ることができた。

<事例2>

月中旬、靴かくしのイタズラが3件発生。

<対応>

即日、臨時全校集会をひらき、その行為の意味、被害にあった生徒の気持ちを考えさせた。その後、全校で靴探しを行った。被害に遭われた生徒、保護者は、学校の対応、姿勢について好意的な気持ちで受け止めていただいた。

3 取り組みの評価（対応についての評価）

- ・全校生徒を対象に「いじめ撲滅」の生徒指導集会は今後も継続が必要であり、さらに毎学期に1～2回、生徒会役員を中心とした全校集会をもてれば、さらに全校生徒の規範意識が高まるのではないか？
- ・班長会を中心とした学級づくり、学年委員会づくり、生徒会づくりをさらに活発化することで、全校生徒の規範意識がさらに高まると思われる。生徒の活動を全面に出した支援体制をとることが大切である。

4 実践に関する資料（学習カード等）

生徒指導集会要項から

【いじめの定義】（文部科学省）

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、児童生徒が感じていることを尊重して行うこと。

いじめ・・・具体的には？

言葉でのおどし、持ち物隠し、仲間はずれ、集団による無視、暴力・暴行をふるう、お金をちょうだいという「たかり」、など

→いじめられていると感じている生徒、苦痛を感じている生徒の気持ちを優先します。

また100%守る気持ちで対応します。

→悩んでいる時はぜひ、話してほしい。先生たちは君たちを守りたい。また、周りで悩んでいる友達がいたら、ぜひ教えてほしい。心からお願ひします。